

令和4年11月16日

尾張旭市議会議員 篠田一彦様

後期高齢者医療と国保・介護を良くする尾張旭の会

代表

尾張旭市

国保税の値上げ中止と介護保険改悪反対の意見書を求める陳情書

尾張旭市は国保税を2021年度から2023年度までの3年間をかけて、県の示す標準保険料率に引き上げる計画です。しかし、市民の暮らしはコロナ禍に加えて諸物価の高騰と年金削減、賃金の伸び悩みなどでいっそう厳しさを増しています。国保税値上げの一方、事業収入等の減少による保険税減免が41件662万円にのぼります。来年度の国保税率改定は見送るべきです。

国保税には年齢に関係なく被保険者一人34,600円の均等割（医療・後期高齢者支援分）が課せられます。2022年度4月より就学前の子どもを対象に均等割の5割軽減が実施されました。一方、尾張旭市では医療費窓口負担が入通院とも18歳年度末まで無料になりました。国保家庭の子どもだけに課される均等割も、子育て支援の観点から対象年齢拡大が求められます。政府に拡充を求めるとともに、市独自の施策を講じるべきです。

介護保険では政府が2024年度の法改正に向け、利用料の「原則2割」負担化、ケアプラン作成の有料化などが提案されています。これらは利用者の経済負担の増とサービスの利用抑制を招き、利用者の重度化や担い手家族の睡眠不足やうつ、介護離職や虐待も起こりえます。「要介護1・2の総合事業への移行」は、事業費の制約のある事業になることにより、家族の負担増や適切なサービスが受けられなくなるおそれがあります。こうした負担増を行わないよう、市議会から政府に対し、意見書を出されることを求めます。

よって次のことを要望します。

要望事項

- 1, 2023年度の国保税値上げをしないこと。
- 2, 子どもの均等割り軽減を市独自に18歳未満まで拡大すること。
- 3, 介護保険の利用料原則2割負担化等改悪中止の意見書を政府にだすこと。



介護保険改正で利用料原則 2 割負担などを行わないことを求める意見書(案)

尾張旭市が高齢者保健福祉計画を策定するために行うケアマネジャーへのアンケートでは、「利用者の困っていることは？8つ選べ」の設問に対し、「サービス利用料、保険料等の負担が大きい」を選択する割合が 2010 年の 31.3%から 2020 年の 45.3%へ 1.5 倍に増加している。介護保険を利用する市民の利用料・保険料の経済的負担がこの 10 年間で大変重くなっていることを示している。

ところが、現在、政府の財政制度等審議会において、介護保険利用料の原則 2 割負担への引上げ、ケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護・通所介護を介護給付から自治体の「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行させるなどの「改正」が建議され、利用者にますます重い負担を負わせ、利用抑制、重度化や介護離職などを激化させると懸念の声が上がっている。

原則 2 割負担は、現在（2022 年 6 月）、尾張旭市内の介護保険利用者 3621 人のうち 87%に当たる 3156 人が自己負担割合 1 割である現状から見ると、負担倍増の苦しみを利用者の約 9 割に押し付ける大改悪になる。所得 160 万円未満の低所得の人にも負担倍増となれば利用抑制は間違いなく起きる。高い保険料の一方、サービスを利用できないという、「国家的詐欺」の状態になる。

ケアプランの有料化は利用者とケアマネジャーを遠ざけて生活相談の場を奪い、サービスの利用抑制や重度化につながるおそれがある。

要介護 1・2 の総合事業への移行については、一般社団法人日本デイサービス協会が、「要介護 1・2 の要介護高齢者の心身の状況、認知症状の状態、生活背景はさまざまであり、一律的に「軽度者」と括することはできない」との意見を出している。さらに要支援 1・2 の総合事業において、報酬が低いことにより受託しない事業者が 4 割に上るとされており、現行のまま要介護 1・2 を総合事業に移行しても、十分なサービスを行う基盤が整っていないと言わなければならない。

利用者・市民からだけでなく、介護事業者からも強い反対の声が出されている。

よって貴職においては、十分な介護保険の予算を確保し、2024 年度介護保険法改正に向けて、利用者負担割合の増大、要介護 1・2 への総合事業の拡大を行わないよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日 尾張旭市議会議長

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 殿